

令和5年1月31日

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)について、後記第2の2(2)記載の原処分を取り消し、支給額全額の支給を求めるといふことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、抑うつ神経症及び不眠症(以下「当該傷病」という。)による療養のため労務不能であったとして傷病手当金を請求した請求人に対し、〇〇健康保険組合(以下「保険者組合」という。)が、後記2(2)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、保険者組合に対し、令和〇年〇月〇日(受付)、当該傷病による療養のため労務不能であったとして、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、傷病手当金の支給を請求した。

(2) 保険者組合は、本件請求期間について、請求人が事業主から報酬の一部を受けているとして、健保法第108条に基づき、傷病手当金の額(〇円)から事業主から受けた報酬額(〇円)を

減額した残額(〇円)の傷病手当金を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

(3) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨
(略)

理由

第1 問題点

1 傷病手当金の支給については、健保法第99条第1項に、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給すると規定され、同条第2項に「傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額…を平均した額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。…)」と規定されている。

また、傷病手当金と報酬等との調整について、健保法第108条第1項に、傷病手当金の支給を受けるべき者が、報酬の全部又は一部を受けることができるときは、傷病手当金は支給せず、ただし、その受けることができる報酬の額が、傷病手当金日額により算定される額より少ないときは、その差額を支給すると規定されている。

2 本件の場合、保険者組合が行った原処分に対して、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、原

処分が上記の法令の規定に照らして適法かつ妥当であると認められるかどうかということである。

第2 事実の認定及び判断

1 「略」

2 上記の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

請求人の○月欠勤分の給与控除を本件事業主の賃金規程に当てはめて計算すると次のとおりである。

① 基準内給与(年齢給+勤続給+職能給+資格給)+調整手当=
(○円+○円+○円+○円)+○円=
○円
○円/1ヶ月平均労働日数21.25
日×欠勤日数○日=○円

② また、LP年金に関しては、○円/
21.25日×○日=○円

そうすると、本件事業主は賃金規程に則り、○月の休業分を○月の給与から欠勤控除したことが認められるので、本件事業主が基準内給与から欠勤控除を差し引いて請求人に支給した5月分報酬は、全額支給した家族手当以外は、請求人が職場復帰して就労した令和○年○月○日以降の労働の対価であり、休業期間に対する報酬が含まれているとはいえない。

これに対し、保険者組合は、①給与等に係る欠勤控除については、事業主によってさまざまな計算式を用いているので、保険者組合としては、個々の事業主で使用される欠勤控除の計算式に基づき公平となるように不支給決定を心がけており、その方針により、計算すると、別紙2記載のとおりとなるので一部不支給の決定をした、②傷病手当金制度は労働力を回復するための生活保障という趣旨であることを鑑みれば、復職後の期間において事業主より報酬が支払われており、その復職後の報酬と傷病手当金との合計額が通常支払われる給与月額を上回ることは不適切であると考えられることから、事業主から支払われる報酬の一部につい

て傷病手当金の支給額から控除する健保法第108条の規定に基づき一部不支給の決定をした、との主張をする。しかしながら、1年間における1ヶ月平均所定労働日数を用いた計算方法は、その月の祝日の日数により金額の差異が生じることもあるが、1年間を平均してみると、その差異は許容の範囲であり、労働日数につき他の計算式を用いる事業主との間で不公平が生じるとまではいえないので保険者組合の主張は採用できない。

3 以上によれば、上記判断と異なる原処分は相当とはいえないから、取り消されなければならない、主文のとおり裁決する。